

【事務連絡】

平成29年 6月 5日

居宅介護支援事業所 様
介護サービス提供事業所 様

柳川市地域包括支援センター

総合事業開始に伴う利用票・提供票の作成コード変更について（依頼）

梅雨の候、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素から、地域包括支援センターの運営につきましては、格別の御協力・御支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年4月から柳川市でも総合事業が開始となり、認定更新の時期から随時契約書の取り直し、利用票・提供票の変更をお願いしております。

今回の変更は、総合事業のサービスと予防給付のサービスを併用されている方について変更を依頼するものです。

現在、総合事業と予防給付のサービスを利用されている方の通所サービス、訪問介護の利用票・提供票は、予防給付のサービスコードで作成を依頼しておりますが、総合事業に移行された方は、平成29年5月分から通所介護、訪問介護の利用票・提供票のコードで、総合事業は、作成をお願いいたします。

なお、変更に伴い、サービス提供事業所様にも差し替えの必要があります。

大変恐縮ではございますが、総合事業へのコードで作成し直した利用票・提供票を事業所様・利用者様へ配布・提出をよろしくお願い申し上げます。

記

■利用票・提供票について

○現行

利用サービス：通所介護・福祉用具貸与
→通所介護のサービスコード（予防給付）

○変更後

利用サービス：通所介護・福祉用具貸与
→通所介護のサービスコード （総合事業）

■ケアマネジメント

○当月の利用サービス：通所介護・福祉用具貸与
→介護予防支援計画

○当月の利用サービス：通所介護・福祉用具貸与→通所介護のみになった
→介護予防ケアマネジメント